

金沢市

はたらく応援ガイド

～令和8年度版～

NEW!

- ☆ 中小企業賃金引上げ奨励金・・・P9

事業主の方へ

各種奨励金、表彰制度、利子の助成制度の紹介です。

- ☆ 雇用関連奨励金・・・P1～7
- ☆ 働きやすい職場づくり・・・P8～13

はたらく人へ

奨励金、融資制度、相談窓口等の紹介です。

- ☆ 男性の育休取得奨励金・・・P14
- ☆ 訓練奨励金・融資制度・・・P14～15

県外の方へ

県外の大学生や、本市へ移住する方を応援する制度の紹介です。

- ☆ インターンシップ促進助成金・・・P16
- ☆ 移住支援金・首都圏学生UJIターン就活支援金・・・P16～17

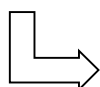
- ☆ 福利厚生・・・P18
- ☆ 雇用関係相談窓口・・・P19

金沢市の雇用奨励金制度

金沢市では、国の雇用関係助成金の支給対象となった方を引き続き雇用している事業主に対する奨励金制度を設けております。（※各種要件があります）是非、ご活用ください。

【国】 特定求職者雇用開発助成金

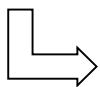
<特定就職困難者コース>



ひとり親家庭雇用奨励金

障害者継続雇用奨励金

<特定就職困難者コース（R4年度末までの雇用：生涯現役コース）>



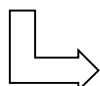
◆ 65歳以上の方
生涯現役雇用促進奨励金

【国】 キャリアアップ助成金

<正社員化コース>

※正規雇用労働者への転換・直接雇用に限ります

<障害者正社員化コース>



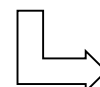
◆ 転換時に満55歳未満の方
正規雇用転換促進奨励金

【国】 トライアル雇用助成金

<一般トライアルコース>

<障害者トライアルコース>

<障害者短時間トライアルコース>



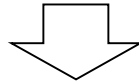
安定雇用促進奨励金

障害のある方、ひとり親家庭の父母等を雇用する場合



特定求職者雇用開発助成金 ※特定就職困難者コース

対 象	下記の対象労働者を常時雇用する労働者として雇い入れた事業主
対象労働者	①障害のある方、②ひとり親家庭の父母等
助成期間 及び助成額	《障害のある方（重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者）》 ※中小企業で、短時間労働者 3年 助成額 240万円（対象労働者1人につき） 以外の場合の例 《障害のある方（上記以外の場合）》 2年 助成額 120万円（対象労働者1人につき） 《ひとり親家庭の父母等》 1年 助成額 60万円（対象労働者1人につき）
問い合わせ先	石川労働局 職業安定部 職業対策課 TEL076-265-4428

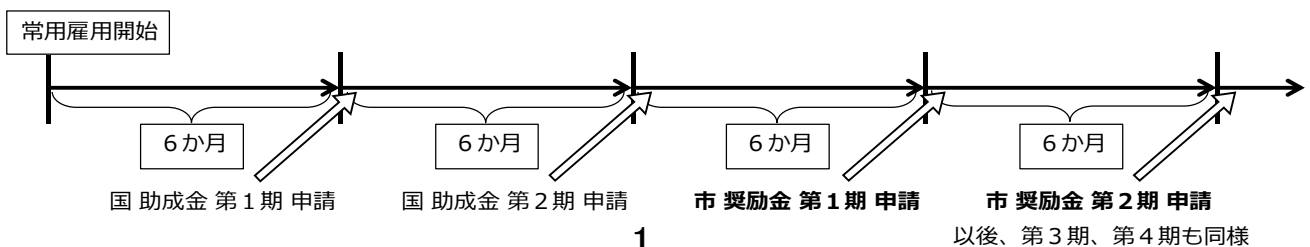


金沢市障害者継続雇用奨励金 金沢市ひとり親家庭雇用奨励金

上記の特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間終了後も、引き続き、障害のある方、ひとり親家庭の父母等を雇用する（した）事業主に対して、奨励金を交付します。

対 象	国の特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間満了後も、引き続き下記の対象労働者を雇用した中小企業事業主
対象労働者	・上記の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の対象労働者 ①②のいずれかに該当する方 ・いずれも市内に住所を有する方であること（雇用開始時点から）
交付期間	2年間
交付額	①《障害のある方》 1年目 支払賃金の月額1/3（限度額 重度：月額24,000円 軽度：月額22,000円） 2年目 支払賃金の月額1/3（限度額 重度：月額12,000円 軽度：月額11,000円） ②《ひとり親家庭の父母等》 1年目 支払賃金の月額1/5（限度額 月額22,000円） 2年目 支払賃金の月額1/10（限度額 月額11,000円）
申請期間	国の助成対象期間が終了した翌月から、6か月経過後、1か月以内 (その後、6か月ごとに申請)
問い合わせ先	① 障害者継続雇用奨励金 障害福祉課 TEL076-220-2289 ② ひとり親家庭雇用奨励金 商工労働課 TEL076-220-2199

【申請までの流れ（国の助成期間が1年間の場合）】

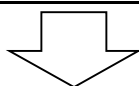


高年齢者（65歳以上）を雇用する場合



特定求職者雇用開発助成金 ※ 特定就職困難者コース

対象	下記の対象労働者を常時雇用する労働者として雇い入れた事業主
対象労働者	①高年齢者（60歳以上） ※令和8年5月1日以降は、ハローワーク等において就労に向けた個別支援を受けていることが必要
助成期間及び助成額	1年 助成額 60万円（対象労働者1人につき） ※生涯現役コースの場合（R4年度末までの雇用者）、助成額70万円 ※中小企業で、短時間労働者以外の場合の例
問い合わせ先	石川労働局 職業安定部 職業対策課 TEL076-265-4428

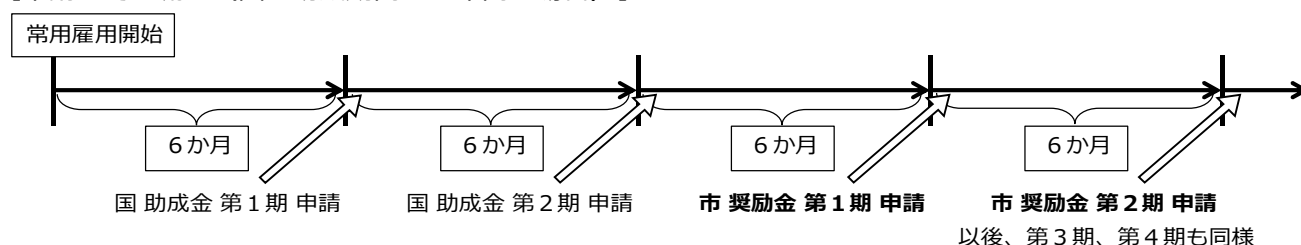


金沢市生涯現役雇用促進奨励金

上記の特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間終了後も、引き続き、高年齢者を雇用した事業主に対して、奨励金を交付します。

対象	国の特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間満了後も、引き続き下記の対象労働者を雇用した中小企業事業主
対象労働者	・65歳以上の方 ・市内に住所を有する方であること（雇用開始時点から）
交付期間	2年間
交付額	1年目 支払賃金の月額1/5 （限度額 月額22,000円） 2年目 支払賃金の月額1/10 （限度額 月額11,000円）
申請期間	国の助成対象期間が終了した翌月から、6か月経過後、1か月以内（その後、6か月ごとに申請）
問い合わせ先	商工労働課 TEL076-220-2199

【申請までの流れ（国の助成期間が1年間の場合）】

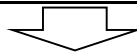


非正規労働者を正規雇用へ転換した場合



キャリアアップ助成金 ※正社員化コース、障害者正社員化コース

内容	有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規雇用等への転換を実施した事業主に対して助成金を支給			
助成額	正社員化雇用形態		有期雇用労働者	無期雇用労働者
	対象者・起業規模			
	重点支援対象者	中小企業	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)
		大企業	60万円 (30万円×2期)	30万円 (15万円×2期)
上記以外	中小企業	40万円 (40万円×1期)	20万円 (20万円×1期)	
	大企業	30万円 (30万円×1期)	15万円 (15万円×1期)	
問い合わせ先	石川労働局 職業安定部 職業対策課 Tel 076-265-4428			

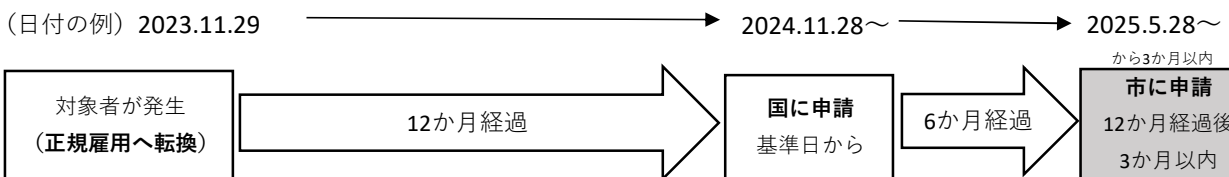


金沢市正規雇用転換促進奨励金

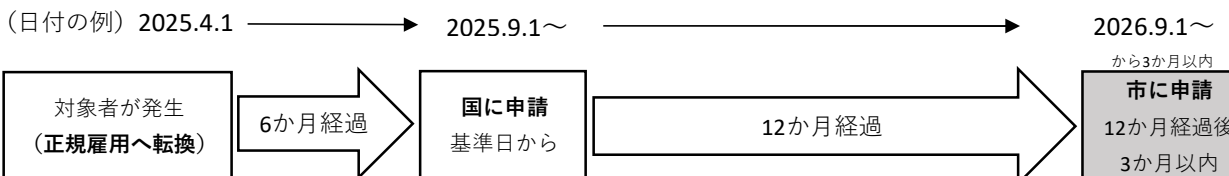
上記のキャリアアップ助成金（正社員化コース※多様な正社員を含む、及び障害者正社員化コース）の交付対象となった労働者を18か月以上継続雇用している中小企業事業主等に対し、奨励金を交付します。

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規労働者を正規雇用へ転換または直接雇用し、国のキャリアアップ助成金の交付を受けていること（※重点支援対象者以外の方も対象です） ・転換者が市内に住所を有する方であること（正規雇用への転換時点から） ・転換者が転換時において55歳未満の方 		
交付額	転換内容	中小企業	中小企業以外
	①有期→正規(1人あたり)	25万円	20万円
	②無期→正規(1人あたり)	15万円	12.5万円
	1事業所あたり ・転換者が35歳未満の男性又は45歳未満の女性は5人まで ・転換者が35歳以上の男性又は45歳以上の女性は3人まで		
申請期間	正規雇用へ転換後18か月を経過した日から3か月以内		
問い合わせ先	商工労働課 Tel 076-220-2199		

【重点支援対象者の場合】



【重点支援対象者以外の場合】



求職者をトライアル雇用する場合



トライアル雇用助成金

※一般トライアルコース・障害者トライアルコース・障害者短時間コース

対象	求職者の適性や業務遂行力を見極めるため、下記の対象労働者を一定期間 試用雇用（トライアル雇用）した事業主
対象労働者	【一般トライアルコース】 ①過去2年以内に2回以上離職や転職を繰り返している方 ②離職期間が1年を超えている方 ③妊娠、出産・育児を理由に離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている方 ④昭和43年4月2日以降生まれで、ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている方 ⑤就労支援に当たって特別の配慮を有する方（ひとり親家庭の父母等など） 【障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース】 ⑥障害のある方
助成額及び 助成期間	月額(限度額)40,000円 × 最長3か月間（対象労働者1人につき） （ひとり親家庭の父母等にあつては、月額（限度額）50,000円）
問い合わせ先	石川労働局 職業安定部 職業対策課 TEL 076-265-4428 ハローワーク金沢（鳴和1-18-42） TEL 076-253-3035

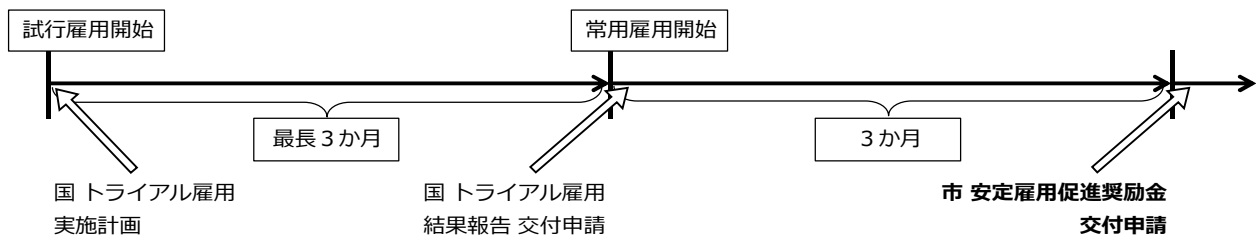


金沢市安定雇用促進奨励金

上記のトライアル雇用助成金を活用し、対象となった労働者を常用雇用した中小企業事業主に対し、奨励金を交付します。

対象	下記の対象労働者を試用雇用(トライアル雇用)終了後、引き続き常用雇用者として 3か月間雇用した市内（本社または対象労働者の勤務場所が市内）の事業主 （対象労働者が、⑥障害のある方、⑤就労支援に当たって特別の配慮を有する方、①～④45歳以上の 場合、本社及び対象労働者の勤務場所が市外であっても対象。）
対象労働者	・上記のトライアル雇用助成金の対象労働者①～⑥のいずれかに該当する方 ・市内に住所を有する方であること（トライアル雇用の時点から）
交付額	60,000円（対象労働者1人につき） （ひとり親家庭の父母等にあつては75,000円、短時間障害者にあつては30,000円）
申請期間	対象労働者を常用雇用に移行してから、3か月を経過する日から3か月以内
問い合わせ先	商工労働課 TEL 076-220-2199

【申請までの流れ】



**離職した従業員を再雇用する場合
※再雇用した従業員へのリスキリング支援加算あり**

金沢市
奨励金

金沢市中小企業カムバック・リスキリング支援助成金

育児や介護、配偶者の転勤等のやむを得ない理由により、離職した従業員を元の職場に再雇用する制度を導入し、実施した企業に助成金を交付します。再雇用した従業員にリスキリングを行った場合は加算があります。

<p>対象企業</p>	<p>カムバック分……本市の区域内に主たる事業所を有している中小企業で 令和5年4月1日以降に、就業規則等により、やむを得ない理由で離職した従業員を離職前と同等以上の処遇で再雇用する制度を創設し、再雇用後無期雇用で6カ月が経過した事業主 リスキリング分…再雇用後1年以内に再雇用者に資格を取得させ、取得にかかる受験料等を負担した中小企業事業主</p>
<p>対象となる資格</p>	<p>金沢商工会議所「人材確保・育成支援事業」検定試験のうち13資格 簿記、電子会計実務、リテールマーケティング、日商PC、原価計算、日商プログラミング、ビジネス実務法務、ビジネスマネジャー、DCプランナー、日商ビジネス英語、福祉住環境コーディネーター、カラーコーディネーター、環境社会（eco） ※受験級及びランクは問わない 詳細は金沢商工会議所ホームページをご覧ください https://www.kanazawa-cci.or.jp/exam/index.html</p>
<p>交付額</p>	<p>カムバック分……12万円（1人あたり/5人まで可能） リスキリング分…上限額3万円（1人あたり1回限り）</p>
<p>申請期間</p>	<p>カムバック分 …無期雇用契約6カ月経過後3カ月以内 リスキリング分…資格取得後3カ月以内、ただし無期雇用契約から6カ月経過していない場合は経過した日から3カ月以内</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>商工労働課 TEL 076-220-2199</p>

奨学金返還支援制度を設け、従業員に奨学金の返還を支援する場合

金沢市
奨励金

金沢市中小企業人材確保奨学金返還支援助成金

従業員の奨学金返還支援制度を設ける市内中小企業に対し、従業員に支給した奨学金返還支援額の一部を助成します。

対象事業主	市内に本社を置く中小企業事業主
対象従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・R4.2.1以後に正規雇用された新規就業者又は県外からの転職者 ・雇用日時点の年齢が30歳未満である方 ※ただし、本市区域外の支店において勤務し、かつ、本市区域外に在住する方を除く。
助成額	従業員に支給した奨学金返還支援額の $\frac{2}{3}$ 限度額：1事業主あたり160万円/年 かつ 従業員1人あたり16万円/年
対象期間	従業員1人あたり 最大10年間
申請期限	対象期間の始めから起算して、6か月経過後、1か月以内 (その後、6か月ごとに申請)
問い合わせ先	商工労働課 TEL 076-220-2199

事業主のみなさまへ

奨学金返還支援制度を創設し、金沢市はたらくサイトで紹介しませんか？

《参考例》就業規則において定める場合

【第〇条 奨学金返還支援手当】

奨学金返還支援手当は、大学・大学院・短期大学・高等専門学校・高等学校及び専修学校
(専門課程又は高等課程を置くものに限る) 卒業者であって、奨学金返済中の者に対し、支給する。

月額 〇〇, 〇〇〇円

※就業規則を変更する場合、所管の労働基準監督署に届け出なければなりません。

【厚生労働省ホームページ】にモデル就業規則が掲載されています！

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyounushi/model/index.html

中小企業の賃上げ及び若年労働者の人材確保を支援します！

金沢市
補助金

金沢市中小企業賃金引上げ奨励金

国の経済対策に呼応し、物価高騰の影響を受ける中小企業者の若年労働者の賃上げ及び人材確保を支援するため、奨励金を支給します。

対象企業	市内に事業所を有する中小企業者
交付要件	以下の全ての要件を満たすこと ① 35歳未満の正規雇用労働者に対して、5%以上の賃金引上げを実施 ② 改定後の賃金が地域別最低賃金を超えていること
交付額等	対象従業員1人あたり5万円（最大50万円、1社10人分まで）
実施期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間に賃上げを実施し、賃上げ後の給与を支給すること。
申請期間	令和8年4月13日～令和8年11月30日
問い合わせ先	商工労働課 TEL 076-220-2199

人材採用を目的とした採用動画の制作費等を補助します！

金沢市
補助金

金沢市中小企業新戦力確保サポート補助金

市内の中小企業の人材確保を図るため、中小企業事業主を対象に、人材採用を目的とした採用動画や電子版採用パンフレットの制作費、工場見学者の送迎バス借上費等を補助します。

対象企業	本市の区域内に事業所を有する中小企業事業主
対象となる経費	<p>人材採用を目的とした下記のいずれかの経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用動画及び電子版採用パンフレット制作費(※1) (市内に事業所を有する事業主へ外注して制作する場合の費用に限る。) ・工場見学者に対する説明資料作成費 (※2) ・工場見学者の送迎バス借上費 (※2) ・工場見学者に対する説明に用いる備品・消耗品購入費 (※2) <p>(※1)市内を勤務地に含む求人を行っていること (※2) 見学する工場について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内であること ・中小企業事業主の本社が市内でない場合は、見学する工場が市内であること ・生産施設であること
交付額	対象経費の合計額の1/2 上限50万円(万円未満切捨)
申請期間	令和9年2月26日必着 (事業完了は3月末まで)
問い合わせ先	商工労働課 TEL 076-220-2199

働きやすい職場づくりを行う場合 女性の働きやすさ向上を応援します！

金沢市
補助金

金沢市女性がはたらく職場環境整備費補助金

女性の就業継続や職域拡大を目的とし、女性の働きやすさを向上するため、女性専用施設及び子連れ出勤スペースの整備を実施した企業に対し、補助金を交付します。

対象企業	本市の区域内に事業所を有しており、常時雇用する従業員のうち女性の割合が4割以下の中小企業事業主
対象となる整備	<p>女性従業員専用の以下の施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ ・ 洗面所 ・ 更衣室 ・ シャワールーム ・ 仮眠室 ・ 授乳室 ・ 搾乳室 ・ その他市長が適当であると認めるもの <p>子連れ出勤スペース ※未就学児及び小学生の子供を連れて出勤した際に子供が一時的に滞在する場所</p> <p>以上の施設の設置又は改修工事に要する経費 (既存の男性用又は男女兼用の施設を男性用と女性用とに分ける場合の男性用施設の整備を含みます。)</p>
交付額	対象経費の合計額の1/2 上限50万円(万円未満切捨)
申請期間	令和9年1月29日必着 (整備完了は2月末まで)
問い合わせ先	商工労働課 TEL 076-220-2199

従業員が地域活動に参加しやすくなる休暇制度を創設し、 制度を活用した場合

金沢市
奨励金

金沢市はたらく人の地域活動促進奨励金

地域活動休暇など従業員が地域活動に参加しやすくなる制度を創設し、従業員に積極的に地域活動に参加させた企業に対して、奨励金を交付します。

対象企業	本市の区域内に主たる事業所を有している中小企業で ・令和5年4月1日以降に、労働協約又は就業規則により、地域活動参加のため、複数日取得できる休暇制度を創設した事業所 ・休暇制度を創設してから、雇用する労働者（主催者側として地域活動に参加する労働者に限る）が1年以内に2日以上休暇制度を利用して休暇を取得した事業所
対象となる地域活動	公民館や町会（連合町会含む）が主催する祭りやスポーツ大会、文化祭
交付額	100,000円（1事業主あたり1回限り）
申請期間	2日目の休暇日の対象となる地域活動の終了日の翌日から3か月 ※ただし、行事の後処理等のため、地域活動終了日から1週間以内に2日目の休暇日を取得した場合は、その休暇取得日の翌日から3か月以内。
問い合わせ先	商工労働課 TEL076-220-2199

国制度

一般事業主行動計画の策定・届出

【次世代育成支援対策推進法(次世代法)】で事業主が策定することが求められている、労働者の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備の計画です。

対象	常時雇用する労働者が ・101人以上の事業主（法律により策定・届出は義務） ・21人以上の事業主（いしかわ子ども総合条例により、策定・届出は義務） ・20人以下の事業主（策定・届出は努力義務）
問い合わせ先	石川労働局 雇用環境・均等室（西念3-4-1 駅西合同庁舎6階） TEL076-265-4429

【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)】で事業主が策定することが求められている、女性の職場における活躍を推進するための雇用環境整備の計画です。

対象	常時雇用する労働者が ・101人以上の事業主（法律により策定・届出は義務） ・100人以下の事業主（策定・届出は努力義務）
問い合わせ先	石川労働局 雇用環境・均等室（西念3-4-1 駅西合同庁舎6階） TEL076-265-4429

**働きやすい職場づくりを行う場合
あなたの企業にアドバイザーが訪問します！**

金沢市制度

金沢市中小企業働き方改革アドバイザー派遣

市内中小企業の働き方改革の取組を支援するため、社会保険労務士など専門家がアドバイスを実施します。

対象	市内に主たる事業所を有する中小企業
アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険労務士 ・中小企業診断士 ・産業カウンセラー
例えばこんな 相談ができます	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">● 休暇制度の整備、取得促進 <li style="width: 50%;">● 就業規則の作成、見直し <li style="width: 50%;">● 業務改善、生産性向上 <li style="width: 50%;">● 高齢者や女性、障害者の雇用定着 <li style="width: 50%;">● 外国人労働者の受入 <li style="width: 50%;">● ハラスメント対策、防止 など
費用	無料（1回2時間程度/4回まで）
利用申込	訪問希望日の2週間前まで。詳細はHPを参照ください。
問い合わせ先	商工労働課 TEL 076-220-2199

働きやすい職場づくりを行う場合

金沢市制度

金沢市はたらく人にやさしい事業所表彰制度

10月頃募集を開始します

労働環境の改善や雇用問題の解決に積極的に取り組む企業を優良事業所として表彰します。

対象	下記のような取り組みで具体的な成果を挙げている事業所 ・派遣社員等の非正規労働者の正規雇用化を推進している ・障害者の雇用の拡大に取り組んでいる ・高齢者が継続して働ける雇用条件を整備している ・女性を役職に登用すること等の女性の地位向上を推進している ・仕事と生活の両立を推進している ・環境、教育、子育て等の分野における社会貢献活動に取り組んでいる ・従業員の健康づくりの推進 ・テレワーク等の多様な働き方の推進 など
問い合わせ先	商工労働課 Tel.076-220-2199

金沢市はたらく人にやさしい事業所「表彰ロゴマーク」が使用できます！

受賞企業の取り組みについての対外的なPRを後押し、「働きやすいまち金沢」に向け、働きやすい事業所の更なる増加に取り組んでまいります。

【ロゴマークについて】

- ・梅鉢形の中央にハートマークを組み合わせ、「金沢」と「やさしい事業所」を表現しています。
- ・金沢の伝統工芸（手仕事）「水引」をイメージした線により、人の温もりを感じさせるとともに、人と人との円滑な関係を表しています。

※このロゴマークは、はたらく人にやさしい事業所に表彰された事業所以外は使用できません。



金沢市
はたらく人に
やさしい事業所

金沢市制度

金沢市子育てにやさしい企業利子補給金

対象	・一般事業主行動計画を労働局に届出し、新たに下記の本市制度融資を利用した市内に本社事業所を有する中小企業 ・常時雇用する労働者が20人以下であること
対象制度融資	産業振興資金、中小企業振興特別資金、緊急経営安定特別資金 等
助成額	令和8年中の支払利子の1/2（限度額 月額25,000円）
助成期間	利子の償還を開始した月から12か月 原則1回限り ※申請時期など、詳しくはお問い合わせください。
問い合わせ先	商工労働課 Tel.076-220-2199

育児休業を取得する男性を雇用している場合

金沢市
奨励金

金沢市中小企業男性育児休業取得支援助成金

国の育児・介護休業法の改正に伴い、中小企業における男性の育児休業取得に向けた取組支援を強化するため、企業に対し、助成金を交付します。（本市の啓発事業にご協力をお願いします！）

対象者	<p>国の両立支援等助成金（出生時両立支援コース）第1種の支給決定を受けている</p> <p>（1）第1種助成金</p> <p>①国の第1種助成金対象の男性労働者が、連続または、分割して2回取得した合計が2週間以上の育児休業を取得している</p> <p>②その男性労働者を育児休業終了日の翌日から1か月以上雇用保険被保険者として継続して雇用している</p> <p>（2）第2種助成金</p> <p>①第1種助成金に加え、今年度の男性労働者の育児休業取得率が、前年度と比較して30%以上上昇している</p>
対象期間	初日が、令和4年10月1日以降の育児休業
勤務先の条件	<p>次のいずれにも該当する中小企業等であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用する労働者が300人以下である企業、法人等 ・雇用保険適用事業主である ・就業規則又は労働協約に育児休業の規定を設けている
交付額	<p>（1）第1種助成金 1人目:10万円 2～3人目:5万円</p> <p>（2）第2種助成金 30万円</p>
申請期間	<p>（1）第1種助成金 育児休業終了日の翌日から1か月を経過した日から3か月以内</p> <p>（2）第2種助成金 育児休業終了日の翌日から1か月経過し、かつ第1種助成金申請年度の末日から3か月以内</p>
問い合わせ先	商工労働課 Tel.076-220-2199

男性が育児休業を取得する場合

金沢市
奨励金

金沢市男性の育児休業取得促進奨励金

子育て世代の仕事と育児等の両立支援を図るため、中小企業等において**育児休業を取得した男性労働者**に対し、奨励金を交付します。（本市の啓発事業にご協力をお願いします！）

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の本社が市内にある又は主たる就業場所が市内にある ・3歳未満の子に対する連続または、分割して2回取得した合計が2週間以上の育児休業を取得した （上記期間中、労働者本人及び子の住民登録が金沢市にあること） ・育児休業終了日の翌日から1か月以上継続して雇用されている
勤務先の条件	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれにも該当する中小企業等であること ・常時雇用する労働者が300人以下である企業、法人等 ・雇用保険適用事業主である ・就業規則又は労働協約に育児休業の規定を設けている
交付額	5万円 ※1 中小企業等において、従業員100人ごとに1年度内1人まで （従業員数100人以下：1人まで、200人以下：2人まで、300人以下：3人まで）
申請期間	育児休業終了日の翌日から1か月を経過した日から3か月以内
問い合わせ先	商工労働課 TEL 076-220-2199

公共職業訓練施設等において職業訓練を受講した場合

金沢市
奨励金

金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金

県内の公共職業訓練施設等で職業訓練を受講しようとする30歳以上の方及び15歳以上の障害のある方に対し、雇用の促進と生活の安定を図るため、奨励金を支給します。

対象者	<p>下記のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共職業能力開発施設等において、職業訓練を受講し、技能を習得しようとする方 ・公共職業能力開発施設等に入校を許可された日までに市内に1年以上引き続き居住していること ・この職業訓練奨励金の交付を受けたことがないこと （平成27年4月1日より入校した方より、この職業訓練奨励金の交付は、中高年齢者及び障害のある方のそれぞれの区分で1回限りとします） 						
交付額	<table border="0"> <tr> <td>訓練期間が</td> <td>6か月以上12か月未満の場合</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12か月以上の場合</td> <td>10万円</td> </tr> </table>	訓練期間が	6か月以上12か月未満の場合	5万円		12か月以上の場合	10万円
訓練期間が	6か月以上12か月未満の場合	5万円					
	12か月以上の場合	10万円					
申請期間	公共職業能力開発施設等に入校した日から3か月を経過した日の翌日から30日以内						
問い合わせ先	商工労働課 TEL 076-220-2199						

勤労者への融資制度等

金沢市制度

勤労者小口資金融資制度

勤労者が安定した生活を営むために生活小口資金を融資します。

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・融資金利 年 3.15% (金利情勢により変動あり) ・融資金額 100万円以内 ・返済期間 5年以内 ・返済方法 毎月返済又は毎月返済・ボーナス返済併用 ・条件 <ul style="list-style-type: none"> ① 1年以上市内に在住、同一事業所に雇用されている方 ② 市税を滞納していない方 ③ 信用保証機関の保証を受けられる方
取り扱い金融機関	北陸労働金庫、のと共栄信用金庫、はくさん信用金庫
問い合わせ先	上記、取り扱い各金融機関

金沢市制度

勤労者育児・介護休業生活資金融資制度

勤労者が育児休業・介護休業を取得し、仕事と家庭生活の両立し、就業の継続が図られるように支援するために、その期間中に要する生活資金を融資します。

制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ・融資金利 年 1.65% (金利情勢により変動あり) ・融資金額 100万円以内 ・返済期間 5年以内 (ただし、50万円以内は3年以内) ・条件 <ul style="list-style-type: none"> ① 市内にお住まいの方 ② 育児・介護休業を取得又は取得しようとする勤労者で、復職が確実な方 ③ 市税を滞納していない方 ④ 育児・介護休業に係わる他の公的融資を利用していない方 ⑤ 連帯保証人1名を付すことができる方 ※ 親族のみを使用する事業に携わる方は対象となりません
取り扱い金融機関	北陸労働金庫
問い合わせ先	北陸労働金庫

県外の大学生等が市内でインターンシップを行う場合

金沢市制度

金沢市インターンシップ促進助成金

県外からのU J I ターン就職を促進し、市内企業の人材確保を支援するため、中小企業が負担する県外学生（富山県・福井県は除く）の**インターンシップ参加にかかる**交通費・宿泊費を助成します。


対象者	本社が金沢市内にある中小企業で ・常時雇用する労働者が300人以下であること ・雇用保険適用事業所であること
対象 インターンシップ	実働2日以上インターンシップ（就業体験）
対象経費	企業が負担したインターンシップ参加にかかる交通費・宿泊費
助成額	対象経費の1/2 （上限2万円/人・回 1企業5人まで）
問い合わせ先	商工労働課 Tel 076-220-2199

東京圏から本市に移住し、就業や起業する場合

金沢市制度

金沢市移住支援金

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 ※一部地域を除く）から移住をして就業又は起業等をした方に移住支援金を交付します。


対象者	<p>・東京23区に一定年数以上在住もしくは通勤等をされていた方で、本市へ移住し、いしかわ就職・定住総合サポートセンター（ILAC）が、いしかわ移住支援事業マッチングサイトに掲載する移住支援金対象求人への就業、テレワーク又は（公財）石川県産業創出支援機構を通じた起業支援金を受給し、起業した方など。</p> <p>※詳細は、HPを参照ください</p> 
交付額	<p>世帯での移住：100万円 18歳未満の子を含む世帯に加算（対象となる子ひとりにつき100万円）</p> <p>単身での移住：60万円</p>
問い合わせ先	商工労働課 Tel 076-220-2199

東京の大学等から本市に移住・就職する場合

金沢市制度

金沢市首都圏学生UJIターン就活支援金


東京都内に本部を置く大学・大学院の学生が、卒業後に本市へ移住し、県内で就職した方に、就職活動等の交通費と本市への移転費を支援します。

対象者	<p>・東京都内に本部がある大学・大学院の東京圏内のキャンパスに原則4年以上在学し、卒業・修了から1年以内の方で、かつ、本市に移住し、石川県内の勤務地に就業して1年以内の方。</p> <p>※詳細は、HPを参照ください</p> 
交付額	<p>①就職活動等の交通費の1/2を支援※（上限14,000円） ※在学中（卒業・修了年度）から申請・受給可</p> <p>②移住時に要した移転費を支援（上限81,500円）</p> <p>（①②とも1回限り）</p>
問い合わせ先	商工労働課 Tel 076-220-2199

福利厚生活動をバックアップ


金沢勤労者福祉サービスセンター

中小企業にお勤めの方やそのご家族が、豊かで充実した生活を送ることができるよう、福利厚生サービスを提供しています。（金沢市で設立した公的な団体です）

事業内容	慶弔金の支給、映画館・レジャー施設・旅行代理店・レストランなど各種施設の利用料割引や助成、健康診断・人間ドックの助成、各種スクール受講料の助成 など
入会金及び会費	いずれも会員 1 人につき 入会金 1,000円 会費 1,000円/月
問い合わせ先	(公財) 金沢勤労者福祉サービスセンター（北安江3-2-20 金沢勤労者プラザ1階） TEL 076-234-7871 

金沢勤労者プラザ


勤労者の福祉向上、健康の増進及び職業能力の向上を図るため、教育、文化、体育施設を備えた総合的な公共福祉施設です。

事業内容	・各種文化、教養、スポーツ講座の開講 いけばな、英会話、社交ダンス、ヨガ、トランポリン など ・各種施設（研修室・体育館等）、備品等の貸出
利用時間	9:00～21:00（日・祝日は、9:00～17:00）
休館日	毎月第1火曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
問い合わせ先	(一財) 石川県金沢勤労者プラザ（北安江3-2-20） TEL 076-221-7771 

シルバー世代の多彩な技術と経験を活用

金沢市シルバー人材センター

シルバー世代（60歳以上の方）の多彩な技術と経験を活かし、地域社会のお役にたてる仕事を、企業・家庭・地方公共団体等から引き受け、登録会員に提供しています。

会員登録費用	年2,500円（会費2,000円、互助会費500円）
問い合わせ先	(公社) 金沢市シルバー人材センター (二口町24-5 金沢市公設花き地方卸売市場 横) TEL 076-222-2411 

雇用関係相談窓口のご案内

労働相談窓口

相談機関名・TEL		相談内容等	受付時間	住所
金 沢 市	経済局商工労働課 総合労働相談窓口 TEL 076-220-2188	社会保険労務士による 労働問題全般の相談 (女性の社会保険労務士は火)	月～金 (祝日・年末年始除く) 10:00～12:00 13:00～16:00	広坂1-1-1
	石川労働局 総合労働相談コーナー (石川労働局雇用環境・均等室内) TEL 076-265-4432	職場でのトラブルの相談と 解決援助サービス あっせん申請の受付	月～金 (祝日・年末年始除く) 9:30～12:00 13:00～17:00	西念3-4-1 (金沢駅西合同庁舎 6階)
	金沢総合労働相談コーナー (金沢労働基準監督署内) TEL 076-292-7947			新神田4-3-10 (金沢新神田合同庁舎 3階)
	労働条件相談ほっとライン TEL 0120-811-610	労働条件に関する相談 平日夜間、土日に受付	月～金 17:00～22:00 土・日・祝 9:00～21:00 (年末年始除く)	(電話のみ)
石 川 県	石川県職業能力開発プラザ TEL 076-261-1400	労働問題 全般の相談	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30～16:45	芳斉1-15-15

職業相談窓口

相談機関名・TEL		相談内容等	受付時間	住所
国	ハローワーク金沢 (金沢公共職業安定所) TEL 076-253-3030	職業相談・紹介、求人募集 雇用保険、各種助成金、 障害者雇用 等	月～金 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 職業相談・紹介 のみ時間延長あり 火・木 17:15～18:00 第2・4土 10:00～17:00	鳴和1-18-42
	ヤングハローワーク金沢 (金沢新卒応援ハローワーク) TEL 076-261-9453	若年者(35歳未満)や学生の方 の職業相談、紹介	月～金 (祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00	石引4-17-1 (石川県本多の森 庁舎1階)
	マザーズハローワーク金沢 TEL 076-261-0026	仕事と家庭を両立したい方の 職業相談、紹介		
	しごとプラザ金沢 (高齢者ジョブサポート石川) TEL 076-223-0765	職業相談、紹介		
石 川 県	福サポいしかわ TEL 076-234-1151	福祉の仕事を考えている方の 職業相談、紹介	月～金、第2,第4土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00	いしかわ就職・定住 総合サポートセンター (ILAC)
	若者サポートステーション石川 TEL 076-235-3060	ニート等の若年者(15歳～ 49歳)の職業相談		
	U I ターンサポート石川 TEL 076-235-4540	石川県へのU I ターンを考えて いる方の職業相談、紹介	月～土 (祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00	
	ジョブカフェ石川 TEL 076-235-4513	35歳未満の若者対象の 職業相談		
	女性ジョブサポート石川 TEL 076-231-3149	女性の再就職支援 再就職準備セミナー等		

「働きがいと幸せを感じられるまち金沢」を目指して
第2次金沢版働き方改革推進プラン HPに掲載中

女性や若者など多様な人材の活躍をはじめ、労働生産性の向上のほか、仕事と私生活が両立し充実した日常を送れるまちを目指し、第2次金沢版働き方改革推進プランを策定しました。



場所や時間にとらわれずやりがいのある仕事ができる働き方
スマートワーク導入支援事業 HPに掲載中

スマートワークを実践している企業の情報提供を行い、企業における課題解決や目指している働き方の実現の支援を図っていきます。



働き方改革のヒントが見つかる
働き方改革取組事例 HPに掲載中

働き方改革に積極的に取り組む市内事業所の好事例を紹介しています。



ハンドブック
「金沢版働き方改革のすゝめ」HPに掲載中

働き方改革の取組のステップアップを目指す皆さまに向けて、市内事業所の取組事例や本市の主な支援情報等を取りまとめました。



◀ お問い合わせ先 ▶

金沢市経済局商工労働課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
TEL(076)220-2199 FAX(076)260-7191
E-mail : syoukou@city.kanazawa.lg.jp

金沢市はたらくサイト

